

市民文教常任委員会会議記録（概要）

平成29年6月14日（水）

開 会（午前9時0分）

（委員長あいさつ）

（副委員長あいさつ）

（執行部の部長職、次長職職員の自己紹介）

（委員あいさつ）

（執行部の課長職職員の自己紹介）

（席次の決定）別紙のとおり

【議 事】

○議案第39号「所沢駅東口市民ギャラリー条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

矢作委員

備品について、議案資料に附属設備としてスポットライトがあるが、それ以外にはどんな備品をそろえる予定か。

吉田文化芸術
振興課長

基本的に展示に必要な備品をそろえておきます。具体的には、天井の吊り金具、スクリーン、展示パネル、アルミポールのキャスター、パンフレットのラック、机や椅子、収納ラック、傘立て等を用意いたします。

矢作委員 文化芸術活動の促進ということでは、これ以外に検討しているものがないのか。展示用ということで今は説明があったが、どういうものが考えられるか。スポットライトは何灯ぐらい用意するのか。

吉田文化芸術
振興課長 先ほど答弁した以外の備品については、基本的には指定管理者が決まりましたら、そちらの業務の中で必要な物をそろえていただくということになると思います。スポットライトにつきましては、20灯用意する予定です。ギャラリーにつきましては、文化芸術活動等となっておりますので、それに準じた範囲でのギャラリー利用になり、基本的に展示会関係ということになります。それ以外となりますと、指定管理者が自主事業を行う可能性がございますので、そういった場合の例えばワークショップのようなものも範疇に入れております。

矢作委員 自主事業が入るとのことだが、ワークショップとはどのようなものがあるか。

吉田文化芸術
振興課長 例えば、手芸教室や朗読会のようなものです。場所に合わせて適切なものを行っていただくことになると思います。

矢作委員 指定管理者が決まったらということだが、指定管理者としてはどのようなところが考えられるか。例えば、病院の法人が手を挙げることもあり得

るのか。

吉田文化芸術
振興課長 これは一般の公募になりますので、民間の方々や第3セクターの方々、
いずれも手を挙げる可能性はあると考えております。

矢作委員 直営という選択肢もあったかと思うが、指定管理とした理由はどういう
ことか。

吉田文化芸術
振興課長 直営で運営するか否かの妥当性について検討しましたところ、本件につ
いては妥当ではないと判断しましたので、指定管理者制度を導入する方向
で動いたものでございます。

矢作委員 昨日の議案質疑の中でもいろいろと答弁があったが、意見交換会とか、
利用者から何か要望されていたことがあれば伺いたい。

吉田文化芸術
振興課長 意見交換会というものではございませんが、年に1度、市民の団体から
要望等を受けてきたという経過がございます。

矢作委員 その内容をお示しいただきたい。

吉田文化芸術 基本的には使い勝手についてです。ギャラリーの使用ということで、ど

振興課長

ういったことまでができるのかということで、御要望いただきました。そのうち、可能な範囲で十分に考慮し、対応させていただきましたが、やはり音楽関係のイベントができるか否かという点につきましては、病院の中の一室ということもございますので、今後の運用の中で、試しに音を出してみるような機会を設けて、どのぐらいまでが可能なのか、病院や近隣の方々、指定管理者と協議しながら進めていくことだと思っております。

矢作委員

今使い勝手という話があり、第7条に利用の制限の規定があるが、何ができて何ができないのかがよくわからないので、そのあたりをもう少し説明いただきたい。

吉田文化芸術

基本的には先ほど申しあげました文化芸術活動等というくくりになっ

振興課長

ておりまして、こちらとしては多くの市民の方に御利用いただきたいというのを旨としております。ただ、先ほど申しあげましたように、利用環境として病棟の一室であるということもございますので、その中でどのように運用していくかにつきましては、今後指定管理者が決まりましたら、ガイドラインやマニュアルといったもので定めていくようになると思います。

矢作委員

昨日も期日前投票で利用できるのではないかという話があったが、公用での利用ではほかにどのようなことが考えられるか。

吉田文化芸術
振興課長 指定管理者とともに、例えば市が何か自主事業を企画、実施することも
あるかと思います。

浅野委員 先ほどスポットライト以外の備品が出たが、先ほど挙げたのは決まっ
ていて、それ以外は指定管理者が決まってから、必要ならそろえるという意
味か。

吉田文化芸術
振興課長 そのとおりでございます。

浅野委員 例えば、スポットライトは条例ではないところで20円と決まってい
るが、市民文化センターミュージズでは机や椅子を借りると100円とかプラ
スされる。今挙げた備品は、いくらかのお金が入るのか。

吉田文化芸術
振興課長 これは無料で貸し出せることになります。

浅野委員 机と椅子の数である程度催し物が限定される可能性もあるが、具体的
な数は決まっているか。

吉田文化芸術
振興課長

スペースに合わせた形で個数は出しております。長机が30台、椅子は60脚を用意する予定です。

浅野委員

条例の最初に文化芸術活動等と書いてあるので、先ほど朗読会や手芸教室という答弁もあり、机や椅子の数もそれだけあるということは、展示以外でも「等」に入るのかと思う。例えば、駅の向こう側の4つの町内会で使っている住吉会館が平成30年に建て替えがあり、何カ月か使えなくなるのでギャラリーができたならその間の活動に使おうかという声を聞いている。そういった町内会の会合や、公共施設が吾妻のほうは東口になかなかないのでサークルの会議などに使いたいという声も上がっているが、そういうことはガイドラインの中にはっきりとうたっていく予定はあるか。

吉田文化芸術
振興課長

会議室や集会所として使用可能とは申し上げられません。文化芸術活動等というくりに準ずるものについても、十分に協議、勘案しながら進めていくことになると思います。ちなみに申し上げますと、同時に隣に、病棟の中に北秋津の集会施設も完成いたします。

浅野委員

北秋津のほうも今の古い社務所と一緒に兼任している集会所でさえ、会長の話では年間600回ぐらいの会合が開かれており、北秋津だけでも目いっぱい使う可能性がある。その合間に住吉のほうの4つの町内会が入ってくるのはなかなか難しいので、第2市民ギャラリーの時は古くて壊れて

しまうのであまり人が集まることができないと言われてきたが、今度はそういう理由がなくなるし、もう少し踏み込んで検討いただきたいと思うがいかがか。

鈴木市民部長

昨日の議案質疑でもお伝え申し上げましたが、今のギャラリーの利用率は5割程度と想定しておりますので、これ自体いろいろな形で利用していただける方向に行ければ何よりと思いますが、本条例の制定の趣旨はやはり「文化芸術」とうたっております。今のお話でございますと、やはりどちらかという「自治活動」、あくまでもコミュニティの延長線におかれるような活動といたしますと、大変申し訳ないのですが、ギャラリーでの御利用はなかなか難しいというところがございます、何か別途方法をお考えいただきたいというところでございます。

浅野委員

お考えいただきたいとはどういうことか。

鈴木市民部長

コミュニティにおける施設問題というのは、さまざまな形で補助交付的なものの中で対応しておりますが、コミュニティ「自治活動」というのはやはり「文化活動」とは異なっております。したがって、自治活動的な利用ということでございませば適切な施設、あるいは場所貸しというような形の中で、何らかコミュニティ担当課への御相談として承りながら考えていきたい、ということでございます。

浅野委員

御相談を受けながら考えていくということは、可能性はあるということか。まるっきり、同じ市民部の中でも切っているということか。

鈴木市民部長

今お話しさせていただいたとおりでございます。もともとの業務的性格が異なっておりますから、文化芸術の中ではなかなか承れない、あくまでもそういった自治活動の延長線であれば、コミュニティの守備範囲の中で何らかそれを実行できる方法を御相談を受けながら考えてまいりたいということでございます。

松崎委員

今回、ギャラリーと一緒に北秋津の町内会と病院が一つの建物に入っているということだが、建物の管理について伺いたい。議案資料ナンバー1の40ページに所有形態は区分所有とあるが、土地と建物の所有権移転登記はいつどういった形で行われるのか。

吉田文化芸術

建物の完成が本年8月を予定しておりまして、本市に寄附されるのが1

振興課長

2月を予定しておりますので、その際に移転することになります。

松崎委員

その時に所有権移転すると思うが、登記の形としてはマンションと同じように土地と家屋で何分の一となるのか。

吉田文化芸術 そのとおり、土地と建物合わせての区分所有になります。

振興課長

松崎委員 土地と家屋はそれぞれ何分の何という書き方になるのか。

吉田文化芸術 延べ床面積で算出しての区分所有になります。

振興課長

松崎委員 例えば、マンションであれば管理費や修繕費が発生してくるが、今回の市民ギャラリーに関してはこうした組合は作るのか。また、今後毎月または毎年管理修繕費等は発生するのか。

吉田文化芸術 今回は3者で管理組合を設置する予定はございません。

振興課長

松崎委員 所管外かもしれないが、ふらっとや小手指のギャラリーも区分所有で持っていると記憶している。こちらは管理費や修繕費があるか。

吉田文化芸術 手元に資料を持ち合わせておりません。

振興課長

松崎委員

組合は作らず、費用も発生しない予定とのことだが、例えばマンションだと10年や20年ごとに大規模修繕があると思う。この建物も、長期的なスパンでは屋根や外壁の修繕に大きなお金がかかってくることもあると思うが、それは大きな部分を所有している病院側が持つのか。それとも、その都度協議するのか。

吉田文化芸術

建物全体の修繕につきましては、病院と協議をしながら進めることになると思います。

振興課長

松崎委員

そのあたりは書面で取り決めをしているのか。

吉田文化芸術

これから進める予定でございます。

振興課長

松崎委員

その時は、区分所有ということなので、例えば延べ床面積割で所沢市が按分するとか、所沢市には大きな負担がかからないようにしていただきたいが、現在の考えを伺いたい。

吉田文化芸術

なるべくそのように進めたいと考えております。

振興課長

秋田委員 昨日の本会議で、こうした市民ギャラリー的なものが4カ所あるという
答弁だったが、確認したい。

吉田文化芸術
振興課長 4カ所と申しあげましたのは、庁内の市民ギャラリーと、小手指に2つ
ございまして、今回のものと合わせて4カ所ということでございます。

秋田委員 市役所の1階で1カ所、小手指で2カ所、今度できる所で合わせて4カ
所ということだが、使用目的は全て同じか。

吉田文化芸術
振興課長 市民ギャラリーと銘打っておりまして、基本的には一般に市民の方に貸
し出して文化活動等に使っていただくという意味では同じですが、前者の
3つにつきましては、庁内の市民ギャラリーにつきましては施設の目的外
使用で使っているという現状、小手指の2つにつきましては普通財産の暫
定利用という形で使ってまいりましたので、若干運用に幅があり、多目的
スペースのような形で使っている現状がございます。それに対して今回は
条例化ということで、きちんと文化芸術活動等という形で用途を定めてお
りますので、それにのっとって進めていくこととなります。

秋田委員 市役所の1階と小手指のギャラリー2カ所に関しては、目的外使用もあ
りということだった。今回は条例化してということだが、目的外使用でや
っていた場合、今までに文化芸術活動ではないことをやった例としてはど

ういったものがあるか。

吉田文化芸術
振興課長 小手指を例に挙げますと、企業の採用説明会のようなものをやっていた
ということがありますし、先ほど来懸案でございます音楽に関しましても
音量的に支障のないミニコンサートのようなものは開かれたと聞いてお
ります。

秋田委員 今回のギャラリーに防音設備はないのか。

吉田文化芸術
振興課長 防音というつくりにはなっておりません。ただ、1階部分が病棟と集会
所とギャラリーの3つにセパレートされるのですが、その間の壁が外壁と
同じような素材を使っているということで、一般的な壁よりは若干強い
かなと思っております。

秋田委員 ということは、今回の所沢駅東口市民ギャラリーに関しては、展示活動
が主になるのか。

吉田文化芸術
振興課長 基本的にはそのような形での御利用を考えております。

秋田委員 先ほど浅野委員の質疑の中で、指定管理者が決まってから、自治会活動

のようなものは要相談という形になってくるのか。

吉田文化芸術
振興課長

基本的には文化芸術活動等ということでオープンいたしまして、以降、実際の運用は指定管理者が行いますので、申し込みの出てきた段階でこうしたいということに対して、その利用方法が可能かどうか、協議、精査しながら進めていくことになると思います。

鈴木市民部長

補足いたしますと、例えば自治会の皆様が文化部という形で活動されていて、そうした文化芸術活動を実施する分には、いささかも問題のないこととございます。いわば、活動の実態が何を行うか、で判断するもので、その際に属している立場がどうということは一切関係ありません。やることそのものをめぐって判断させていただきながら、文化的活動のものであればコミュニティの中で進められるような事業であったとしても、当然のことながら認められるということで御理解いただければと思います。

秋田委員

文化的活動であればよいという判断でよいか。

吉田文化芸術
振興課長

基本的にそういうことで進めてまいります。

秋田委員

例えば、写真が趣味で個展を開きたいという時などは、開くことは十分

	可能なのか。
吉田文化芸術 振興課長	全く問題ないと思います。
秋田委員	利用料金の件で、スポットライトは1灯当たり20円と規則で定める予定ということだが、本来であれば条例の第9条の中に入れてもよかったのではと思うがいかがか。
吉田文化芸術 振興課長	今後の運用の中で柔軟に対応するために別表という扱いにしたということでございます。
秋田委員	柔軟に対応するために別表として扱ったということだが、なぜスポットライトだけを附属設備利用料金という形で枠外に出したのか。
吉田文化芸術 振興課長	今後、追加、変更等の可能性のある物品については、こうした形で独立させたということでございます。
秋田委員	では、細かく言うと、枠外に出したのであれば電気代はどうか。
鈴木市民部長	いろいろと負担がかかるような物でございますが、そうした物を1日丸

抱えて4,000円という利用料金の中に入れさせていただいている、というつもりでございます。ただし、いわゆる追加的に利用する物というのは、活動対象によっては、例えばスポットライトのように使ったり使わなかったり、数も異なりますので、先に課長が申しましたように、今後追加され得るような物や、材質が変わったりして値段の変化が生じやすいような物については、条例の中で取り扱いにくいものですので規則にさせていただきますということでございます。

秋田委員

指定管理者が決まった場合、これは指定管理者の収入になるのか。

吉田文化芸術

指定管理者の収入になります。

振興課長

秋田委員

変化や追加があった場合のために利用料金とは分けたという答弁だったが、私が推測するに忘れてしまったのではないかと思うのだが実際のところはどうか。

鈴木市民部長

ある意味、スポットライトなど、通常の発表行為において必ず使うようなマストアイテムのようなものがある程度ございますが、これらはどうしてもセットもので考えておりました。しかし、先にも申しましたように、ライトなどもその時に応じて新しいものが続々出てきたり、利用料金への

はね返りもかなり変化するということがございますので、改めて分けさせていただきますというところでございます。

秋田委員

スクリーンやキャスター、ラックといった物に関しては、料金を取らないのか。

吉田文化芸術

それは備えつけということで、料金は取りません。

振興課長

秋田委員

ほかに想定できそうな有料の附属設備はあるか。

吉田文化芸術

振興課長

先ほど来お話ししておりますが、仮に始まって、運用の中で文化芸術活動等の「等」の部分で広がりが出てきた場合、例えば簡易的な音響機材などは現在含まれておりませんので、そうした物は今後の使い勝手の中で必要とあらば考えていくことになると思います。

秋田委員

音響機材というと、病院なのであまり音を出すのはまずいと思うのだが、指定管理者が決まってから要相談となってくるだろうが、防音の部屋を持ち込むとかの可能性もあると思う。そうしたことも考えて、利用料金ではなく附属設備利用料金としたと考えてよいのか。

鈴木市民部長

今なかなか事例もきちんとお伝えしかねておりますが、一つには今後の活用実態を見まして、多分に利用頻度の高いもの、一般の利用者の方が使われていて、一々お持ち込みいただいてお手を煩わせるようなものは、おそらく備品の対象になっていくのかと考えます。それに反し、個別にユニークなものを催す中で、御自身でこの1回限りでお持ち込みいただくような物については、相互調整の上で持参いただくという分かれになってくると思います。

矢作委員

料金について、駅に近く利便性が高いと思うが、市内料金と市外料金を設定することは検討されなかったか。

吉田文化芸術
振興課長

利用者については市内外問わず利用していただきたく、特に勘案しておりません。

矢作委員

文化芸術活動の促進という意味では、そうした方々により利用していただくことが設置目的にも書かれているが、料金が旧ギャラリーより1,000円上がるということで、長期で1週間とか借りる計画があると費用負担としては大きいかと思う。文化芸術活動について、登録団体や減免団体、助成団体ということは検討されなかったか。

吉田文化芸術

料金につきましては、使用料の見直し方針等に準じまして算出したもの

振興課長

に激変緩和措置も加えて4,000円と定めたものでございます。前回、プレハブであった第2市民ギャラリーが3,000円ということで、なるべく金額が上がらないようにと配慮しての4,000円という設定でございまして、他市の例と比べても極めて廉価な設定にしております。受益者負担の原則もございますので、文化芸術活動もその例外ではないということで、応分の負担をしていただくということで考えております。

矢作委員

激変緩和措置ということだが、これは期間的な考え方はあるのか。

吉田文化芸術

その都度協議していくことになると思います。

振興課長

矢作委員

いろいろなことで利用できると思う。先ほど、ほかのギャラリーで企業の採用説明会とかもあったということで、いわゆる商品を展示して利益を上げるような活動も妨げられないと考えると、文化芸術活動とそうした活動の比率が、文化芸術活動のほうが小さくなっていくということを心配している。そうした意味では、文化団体連合会が市民文化センターミュージアムでは減免や助成で活動されていると思うが、例えばそうした方々も秋の文化芸術活動の一環としてこのギャラリーを使いたいという時に対象にするというような考え方があってもよいかと思ったが、いかがか。

吉田文化芸術振興課長 文化団体連合会にはいろいろな活動で、市の文化活動や文化発展に寄与していただいていると思いますが、今回のギャラリーについてそうした補助や助成という形で支援するということは考えておりません。

矢作委員 文化芸術団体の方々も高齢化されている団体もあり、ある団体はなくなったということもあったと思う。市民文化センターミュージズは駅から結構遠いので、こうしたところを使いたいと思った時に、やはり助成してほしいといった要望はなかったか。

吉田文化芸術振興課長 そうした要望は承っておりません。

浅野委員 先ほど小手指のギャラリーで多目的に使っていたということで、行政目的で使っている以上は多くの市民が利用できたほうがよいと思う。予想では50%稼働という以上は、空いているなら多目的にもう少し入れた方がよいと思うが、どうしてコミュニティ部分を受け入れないのか。病院内だからなのか。

鈴木市民部長 これから所沢市もより発展的に文化芸術を市のブランドにしていこうということを先行きに対して持っておりまして、この稼働率40、50%というものをぜひ60、70%にしていきたいということが一つありま

す。これはいわゆる法整備という考え方から申しますと、従来のギャラリー利用は「目的外使用」、「要綱」、「緩やかな使い方」という段階にあったわけですが、今回は主目的をはっきりさせ、条例で使い方をきちんと定めるという関連付けになりますので、なおのことその中である種グレーゾーンに近い使わせ方については排除していきたいという考え方がございます。ですので、ほかの自治活動に関連しては、そこにきちんと当てはまる御要望に応じたやり方を考えていきたいという整理でございます。

浅野委員

60年来あのあたりにお住まいの方は公共施設が欲しいと言ってきて、よい機会だと思うのだが、運用で指定管理者が決まって、ガイドラインの中でもしかすると優先は芸術展示的なものが主だが、空いている時は静かな環境を壊すことは別として、可能性としては受け入れるということが出るのか。

吉田文化芸術

振興課長

やはり文化芸術振興課ができて、第一義的に文化芸術のための施設ということで今条例化しようと考えておりますので、基本線としては文化芸術活動等という範疇におさまる形でスタートさせていきたいと考えております。

浅野委員

そうすると、例えば朗読会を1日やっておらず半日なら2,000円というようなことは考えていないか。

吉田文化芸術
振興課長

今回は、基本的に単位は1日単位での貸し出しと考えております。それはやはりギャラリーという性格が展示というものになりますので、展示というのが何時間で終わるというものではありませんから、やはり1日単位での貸し出しと考えております。

秋田委員

部長から文化芸術を売りにしていきたいという答弁があり、それで条例化もするというのはわかるが、例えば大病で入院した人が奇跡の復活を遂げて、医師がそのことを展示パネルにして、患者本人にも来てもらい1階のギャラリーでこうしたことをやりたいという相談があった場合はどうするのか。

鈴木市民部長

大いにあり得るお話として、何よりもいろいろな意味で文化芸術という枠は、まさに今のような復活を遂げたような方に生きる意欲を持っていただくような分野でございますので、そうした意味ではまさに今のケースは真ん中に位置づくような御利用者だと考えられます。仮に闘病を振り返る講演のようなものだとしましても、教育委員会を例にしますと、公民館で行っております社会教育活動も実にこうしたさまざまな活動実態がございまして、白黒のつかないグレーな領域がございますので、今いただいたお話もそうした枠組みの中で一旦斟酌させていただくものかもしれません。人が直接行為することが、ひとえに利用可能の文化芸術ではない、と

は言い切れないと思います。そういうお話や物の中に、文化芸術にかかわるいろいろな方の講演や学習にかかわるものも入ってまいりますので、大いに可能性はあるかと私は判断いたします。

矢作委員

今の続きのようなことだが、商業宣伝等の目的で利用するときは8,000円だと思うが、絵画や宝石を展示する人からすれば料金はそれほど高くないかと思う。こうしたものがどんどん入ってきてしまうということが、文化芸術活動の促進とは思えない。あくまでこれは商売と思えるが、そのあたりはどこで線を引いていくのか。

吉田文化芸術
振興課長

指定管理者が申請を受けて困ってしまうような事態は避けたいと考えておりますので、ガイドラインやマニュアルといったものを定めて、そうした選択をする場面に混乱することのないよう措置は講じていきたいと思っております。

矢作委員

先ほど、指定管理者ではなく直営という考え方もあるのではと聞いたのはその部分であって、指定管理者に委ねてしまうというところと、公共の施設だということで、やはりガイドラインを決めたとしてもその網目をくぐってくるようなものがあるかもしれない。そういう意味では、ガイドラインというものがすごく大事になってくると思う。指定管理者にどういふところを選ぶかもとても大事だと思うが、指定管理者のことでお伺いし

たい。文化芸術に特化した何らかのノウハウを持っているところの加点をふやしていくということは考えているか。

吉田文化芸術
振興課長 指定管理者を選定する際にはプレゼンや話を聞く場面もございますので、そのあたりは十分こちらも加味しながら判断していけると考えております。

矢作委員 今、市内のいろいろな公共施設を指定管理している団体があるが、文化芸術の部分で秀でている団体はあるか。

吉田文化芸術
振興課長 指定管理者としてのノウハウをしっかりお持ちで、いろいろなジャンルにわたって精通している団体や業者が手を挙げてくれればよいと考えております。

矢作委員 ガイドラインについてはこれからどのような手順で進められていくのか。ガイドラインを決めても走り出した中でまた見直しをしていくとか、そうしたことはどのように進めようとしているのか。

吉田文化芸術
振興課長 指定管理者の選定については昨日議場の中でも部長答弁があったところでございますけれども、平成29年12月定例会で議決をいただいた上で、この後平成30年3月に協定書を結ぶような運びを予定しております。

す。その間には選定業者ときちんとお話しする機会を持ちたいと考えております。

越阪部委員

よくできたなというか、とてもよいことだと思っている。所沢市でも冠になっているのは、文化都市というのが一番初めにあって、それでいろいろな事業がなされている。文化芸術振興課もでき、その中でやっていく上で心配というか、指定管理者になるわけだが本当に機能する、運営することについては手探りだと思うが、予想されることはどのぐらい見ているのか。また、ある意味ではプロポーザルではないが、そのようになる感じがしているが、プレゼンにしる、ガイドラインにしる、どのようにやっていくのか。先ほどの心配というのは、本当によい人がなってくればよいが、4カ所ある中の1カ所の管理をするというのは、なかなかやる人は少ないのではないか。それから、先ほど自主事業と言っていた中の一つだが、指定管理者がやることと、所沢市がやっていかなければならないことのバランスをとっていかないと、指定業者だけで何かをするというのは大変ではないか。これらについてどのように考えているのか伺いたい。

吉田文化芸術
振興課長

指定管理者にはきちんと所沢市の現在の文化芸術振興施策について、こちらからお伝えしなければいけないと思いますし、指定管理者の独自の事業については、きちんと情報共有し、十分に協議、勘案しながらやっていくことになると思います。また、今年度中に文化芸術振興ビジョンに基づ

いて、仮称文化芸術振興審議会を設定する予定がございますので、その中でこのようなギャラリーのあり方等についても話し合えるものと考えております。

越阪部委員

先ほどの助成の話も含めて、これから所沢市内にもいっぱいギャラリー的なことがあったほうがよいと思っている。所沢市には少ないなと感じている。例えばそのギャラリーとカフェや喫茶が一緒になったようなものがいっぱいできるような、そうした助成や育成のほうが文化芸術振興課はやっていかねばと思う。その点についてはいかがか。

吉田文化芸術
振興課長

本市の文化芸術施策を進めていく上で、行政だけで進めていける部分といけない部分がございます。そうした街中のスポットについては、現在音楽の分野では「音まちマップ」を作っておりますが、ギャラリー的なものについてはまだ手をつけられずにいるかと考えております。先ほどお話しした審議会等で今後方向性を見出していければと考えております。

吉村委員

この建物全体は何階建てなのか。病棟ということだが1階部分は外来や検査といったところなのか、それとも入院病棟なのか。また、議案資料ナンバー1の42ページの下図の外枠の点線は、土地の境界なのか。ここはふれあい通り線の計画道路があったと思うが、その関係でどのあたりまで削られてしまうのか。それから、平成29年8月に建物が完成するとの

ことだが、病院はすぐ開業すると思う。所沢市に寄附されるのは12月だが、その間の約3カ月は病院側と所沢市のどちらの都合でこの時期になるのか。できれば早く暫定利用というか、管理は管財課になると思うが、暫定利用できるような体制ができれば、例えば衆議院が突然解散したときなど期日前投票に使えるのではと思うがいかがか。

吉田文化芸術
振興課長

建物は4階建てでございます、1階部分はギャラリーと集会所と所沢中央病院の一部が入ります。中身につきましては、職員食堂とMRIの施設などが入ると聞いております。4階のうち2階部分につきましてはリハビリ施設が入ります。4階のうち3、4階につきましてはいわゆる病床に当たりまして、約80床入る予定でございます。ちなみに建物の出入り口として、病院は3階の渡り廊下を歩いて行き来があると聞いております。道路についてでございますが、議案資料ナンバー1の42ページの御指摘がございました点線の部分までが現在の道路でございます、点線から病棟の間につきましては、駐車施設等が入る予定になっております。ただ、これが道路になった場合は、病棟近くまでが道路のエリアになりますので、バックするような形になると聞いております。平成29年8月完成で12月に寄附というその間はどうなっているかにつきましては、病院の外構工事が入ることになっております。

吉村委員

道路の関係だが、これはどのぐらいセットバックというか、道路が入っ

	てくる具体的な幅とかはまだわからないのか。
吉田文化芸術 振興課長	病棟の左側の壁がございますが、その近くまで道路になると聞いております。
吉村委員	ほとんどぎりぎりまでできてしまうということか。
吉田文化芸術 振興課長	そのとおりでございます。
吉村委員	ギャラリーなので、展示をする時の搬入作業がある。完成後はここに車がとめられるだろうから多分大丈夫だろうが、将来道路ができてしまうと、ここに車をとめて搬入作業は可能なのか。
吉田文化芸術 振興課長	現在もその部分が非常に狭隘で、救急車両等も一時的に停車している状況と聞いております。そのあたりはギャラリー使用になって以降も、どのように運用していくかは、病院と協議しながら進めていくことだと思います。
吉村委員	これは直接関係しないのだが、あそこの突き当たりの駐車場は今度住宅展示場になってしまい、もう車がとめられなくなってしまう。そうする

と、最寄りの駐車場で大型なところは所沢駅舎のところにできる立体駐車場になると思う。病院もこういった施設に来る人たちは、ほとんどがそういう立体駐車場を使うことになるのか。

吉田文化芸術
振興課長 駐車場につきましては、現在いくつかの有料駐車場がなくなっ
てしま
い、残る場所は小さなところ、あるいは離れたところという状況になっ
ておりますので、駅に駐車場ができるまで苦心するかと考えております。

吉村委員 議案資料ナンバー1の42ページ下図の下側の点線部分の境界は、ここ
から右下側は現在マンションか何かが計画されているのか。

吉田文化芸術
振興課長 いわゆる民家、一般の方の住宅になっております。

吉村委員 このギャラリーのほうに点線が四角く上へ食い込んでいるが、これも完
全に民地というか、隣の土地ということか。

吉田文化芸術
振興課長 そのとおりでございます。

矢作委員 期日前投票には利用できるということで昨日の本会議でも答弁があっ

たが、期日前投票は午後8時までだが、この時間まで可能なのか。

吉田文化芸術
振興課長

選挙管理委員会から、午後8時まで可能と聞いております。

矢作委員

議会報告会でもいろいろな公共施設を使わせていただいているが、議会報告会もできるのか。午後7時を過ぎてしまうような場合もあるかもしれないが、それは大丈夫なのか。

吉田文化芸術
振興課長

ギャラリーの使用時間を今回は午後7時までと定めております。これを決めた経過を申し上げますと、病院の一般外来が午後5時までです。それに対して、入院の方の面会時間が午後7時までということで、病院の一般外来と合わせてしまうと、駅利用者の方がお帰りになかなか間に合わないということになります。お見舞いの時間の午後7時までというところに合わせて午後7時と定めたということです。

矢作委員

午後8時までの期日前投票に限って例外的にその時間まで使えるということか。それ以外は午後7時までということになるのか。

吉田文化芸術
振興課長

期日前投票に限って午後8時までということになっております。

矢作委員

利用が同じ日に集中した場合は、抽選とかの形になるのか。

吉田文化芸術

これは今使っている市役所の1階の市民ギャラリー等も重なった場合

振興課長

は抽選を行っておりますので、それに準じた形で受け付けするようになる
と思います。

矢作委員

ここは指定管理するわけだから、そうすると直接その場所に行って申し込みをして、月の初めの日とかによく生涯学習推進センターなどでもやっているような形になるということか。

吉田文化芸術

そのとおりでございます。

振興課長

矢作委員

昨日も本会議で、パブリックコメントをされなかったということで、これについてはパブリックコメントをしなくてもよいと判断されたということだった。いろいろと今日の質疑を聞いている中で、市民の文化活動を促進していきたいということや市民が利用するわけなので、病院の中ということはあるもやはりパブリックコメントは必要だったのではないかなと思う。その点についてもう一度伺いたい。

吉田文化芸術
振興課長

今回、実際に病院からの寄附という形で一室が設けられたということでございますので、その利用環境や用途が限定されていた、それを管理する目的の条例ということで、今回は市民の参加の意見反映がなじみにくいと判断いたしました。

矢作委員

今の答弁はわかるが利用するのは市民なので、先ほどの質疑の中でも使い勝手の御要望があったということだし、そういったことで広く市民から意見を聞いていくという姿勢を持つことは大事だと思う。病院の中だからということもあるが、今後こういうものは広く意見を集めていくことが必要だと思うが、やらないとする考え方は部に全て任されているのか。それとも市役所の中である程度の基準があるのか。

鈴木市民部長

パブリックコメントについて申し上げますと、市民参加手続の一手法でございまして、それは条例の中で規定があるとおりでございます。それはあくまでも一手法ということで、どういう方法をもって市民の御意見を反映させていくかということの中にあるものかと受けとめております。今の御質問は、この所沢駅東口市民ギャラリーの特性をついているのだと思います。つまり何かと申し上げますと、病院を利用されるのも市民です。そういう立場の方の市民と、いわゆる文化活動目的でやられる市民、それぞれ目的が違うわけですが、この問題はかわしようのないことです。その場所をめぐって両方の用途があるという場合には、私どもとしてはまず管理

的性格を環境に配慮しながら作りたいということで今回の方法を選ばせていただきました。これがベストであるかどうかということは、いろいろ御意見があるところだと思います。

石原委員

病院の敷地内ということで病院への特有の配慮などが多く見受けられた。例えば、インフルエンザが流行したり、感染症がパンデミックの状態になったりといった時に、病院側からギャラリーの利用を制限させてもらいたいということや、病院特有ということで災害や火災発生時などで特有の申し合わせ等の協議を行ったという経緯があればお示しいただきたい。

吉田文化芸術
振興課長

現在そうした協議をしているかということにつきましては、まだ行っておりません。第8条に、指定管理者は、ギャラリーの管理上特に支障があると認めるとき、利用の中止を命ずることができるという条文がございますので、これに照らし合わせて、そういった重大な事情が生じた場合には病院と協議させていただいて、それに応じた形でギャラリーの運営を休んだり、引き続き開いたり、を判断していくものと考えております。

浅野委員

指定管理者になった団体に委託金を払うと思うが、利用料金の4,000円は指定管理者に入ることだった。予想として、現在どのぐらいの委託金を考えているか。

吉田文化芸術
振興課長

こちらにつきましては、選定の手順にのっとり、実際に指定管理者に手を挙げた業者から見積もり等を徴取して定めていくことになっております。

【質疑終結】

休 憩（午前10時17分）

（休憩中に協議会を開催した。）

再 開（午前10時50分）

【意 見】

浅野委員

議案第39号について、至誠自民クラブを代表して賛成の立場で意見を申し上げます。

病院からの寄附ということで、用途が決まってくると同時に市民の判断が難しいという理由でパブリックコメントをやらなかったということでした。しかし、市民は地域にできる公共施設ですので、私たちの意見を入れていただきたい、と思っている方々もいます。そこに、商業宣伝などでは利用できて、地域の集会等には利用できないとなったら、市民側に立った公共施設とは思えません。だからこそ、文化芸術の振興のための施設と位置づけた上で、もっと多くの市民が使える施設の運用を入れた上で、使用基準を明確にしていきたいと要望します。

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して議案第39号について意見を申し上げます。

市民の文化芸術活動の促進を図るため、所沢駅東口市民ギャラリー条例の制定ですが、さまざまな市民の文化芸術活動を支援するためにも、施設利用の判断を任される指定管理者の役割が大変重要になります。本来、公共施設は指定管理ではなく直営で、という立場です。今回、利用料が以前のギャラリーより上がりますが、利用団体や文化芸術活動の活動支援のために、減免や助成等も十分に検討していただき、今後つくられるガイドラインの中にも盛り込んでいただくことを要望します。また、病院内の施設という特性はありますけれども、病院の利用者や、市民の意見を聞くという点では、パブリックコメント手続も行うべきでした。条文からは商業目的も含め、いろいろな利用が考えられますが、グレーゾーンも排除するということでした。文化芸術振興のために、市民が優先して利用しやすい施設として運営されることを求めて、賛成意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第39号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第41号「所沢市交通災害共済条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

矢作委員

これまでに自然災害等に直接起因した交通事故に対する見舞金というのはあったのか。

田中交通安全
課長

本市においてはそのような支給事例は確認できませんでした。

矢作委員

各地で震災等が起きているが、そういった場合の事例は把握しているか。

田中交通安全
課長

岩手県をはじめとする3.11の被災地及び県内に確認をしましたが、そのような事例は確認できませんでした。

矢作委員

本会議で、市民の利益を守るため、という答弁もあったが、災害時であれば保険金ではなく見舞金という性格を考えると、こういった制度が運用されれば市民にとってはありがたい部分かと思う。そのあたりの検討はどのようにされたのか。

田中交通安全
課長

今回の条例については、交通事故に対するものの支給でございます。そのような大災害が起きた場合は、これとは別に国等からの市民に対する支援があるかと思っておりますので、このあたりにつきましては、この条例をもって見舞金を支給して市民を助けるということは本条例の趣旨から離れたものと判断いたしました。

鈴木市民部長

市民の皆様のためといった趣旨でございますが、一つシミュレーションをいたしました。いわゆる災害特別措置法関係は国の発動範囲ということでありまして、この交通災害共済そのものの組み立ては、会員の皆様の会費と事故発生の給付の差し引きで回っております。例えば、仮に緊急災害の適応をみて1万円の支払いが3,000件生じるとすれば計3,000万円、これで今持ち得る会計原資が全てなくなるわけです。そのことを想定しますと勢い会費を上げざるを得ない、こういう循環になります。したがって、負担のリスクが高いとなれば一般の方の負担する会費が高止まるという保険の原則ルールでありますから、そういうことを生じさせないための考え方でございます。

吉村委員

例えば、台風による暴風雨で木が道路に倒れたとして、そこに車がとまっています木が倒れてきたときや、木が倒れているところに車がぶつかったときの判断は、どのように行うのか。

田中交通安全課長 その事件自体が交通事故であるかどうかは、警察の判断に委ねられます。交通事故という判断で事故証明が出れば、支給の対象になると思います。

吉村委員 こういう事例も含め、事故証明書というのは給付を受ける必要十分条件ということか。

田中交通安全課長 基本的には、交通事故証明書を添付していただくことになっております。ただし、警察に連絡したもののあまりに簡単で、物件事故として処理されることがあるらしく、その場合には交通事故申立書を提出いただければ、第6等級の額を限度に、お支払いする場合がございます。

吉村委員 その場合は、市で判断を行うということか。

田中交通安全課長 申請の規定に基づき、病院などの診断書をつけていただくときはそれが交通事故によるものかということも書いていただいておりますので、それらを確認して判断しております。

松崎委員 他市の事例については、制限事項は最近になって加えたものか。

田中交通安全課長 県内において、本市のように交通災害共済をもっているところは川越

課長	市、草加市、戸田市、行田市の4市ございます。こちらに確認したところ、いつこのような条文ができたのかについては確認がとれませんでした。
松崎委員	所沢市内で、不正の手段により支給を受けたケースは過去にあったのか。
田中交通安全課長	現在までに不正行為による請求の記録はございません。
松崎委員	重大な過失について、戸田市ではいろいろ明記されているが、所沢市ではどのようなことを想定されているか。天変地異とは別のものか。
田中交通安全課長	例えば、飲酒運転により事故を起こした場合については支給しておりません。
松崎委員	危険ドラッグも該当するか。
田中交通安全課長	そのとおりでございます。
松崎委員	それらをあえて明記しなかった理由は何か。重大な過失という解釈に含

	まれるのか。
田中交通安全 課長	第9条第1項第1号において、表記してあるものと考えております。
松崎委員	事務事業評価を見ると、以前の評価は改善と書かれているが、平成28年度は現状維持に変わっているのはなぜか。
田中交通安全 課長	事業仕分けの中で一度廃止の対象となりましたが、その後の検討により、安価で加入できる、高齢者の加入率が高い、という理由でこの事業は継続すべきであるとの判断に至りました。
松崎委員	平成26年から平成27年の加入者数を見ると、約6万人から約5万7,000人となっているが、今後はどのように見込んでいるか。
田中交通安全 課長	現在5万7,000人程度の加入ですが、加入率を上げるべく、さまざまな方策で会員を集めたいと思います。
松崎委員	例えばどのような方策か。
田中交通安全	現在行っておりますのは、広報によるPR、保育園などの保護者会での

課長 配付などがあり、特に効果が高いのが自治会による加入依頼によるものでございます。そのほか、ホームページ、ほっとメールなどさまざまな媒体を使って市民にPRしていきたいと考えております。

矢作委員 今回の条例改正のきっかけは何か。

田中交通安全課長 昭和42年から事業を実施しておりますが、現在まで非常災害についての定めがなく、近年、各地で大きな震災が起きているということ、また、外部からの指摘があったことから、今回の改正に至ったものです。

矢作委員 外部からの指摘とは、具体的にどのようなことか。

田中交通安全課長 この制度について、正式ではありませんが一部の議員から意見をいただきました。このことをきっかけとして、きちんとしたフレームをつくる必要があるという考えに至ったものでございます。

矢作委員 故意又は重大な過失ということで、飲酒、危険ドラッグなどのほかにも何かあるか。

田中交通安全課長 申請時に事故証明書等の提出があり、内容の確認をする中で確認してまいります。今のところ特段の定めはございません。

矢作委員

本会議で、パブリックコメントを行わなかった理由について、会員制の共済で特定の集団だからという答弁があったが、運営が市であるということを含めると、やはりパブリックコメントが行われてもよかったのではないかと思う。このあたりについてもう一度伺いたい。

鈴木市民部長

まず加入なされる方が市民であるというベースがあり、その一段上に「共済会員」という特定利害を共有する集団が存在しているという点を見ていかなければいけないと考えております。「市民」である以上に「会員」だということです。この会員の特定利益という問題に対し、行政がその問題の斟酌に介入する必要があるかどうか、という組み立てでした。もし、これが広く市民の中にフラットに募るのであれば、当然、市民参加手続の範囲だと考えますが、ここに大きな差異を見たということでございます。

矢作委員

今の答弁によれば、会員から意見を聞くという方法もあったかと思うが、そういったことは検討しなかったのか。

鈴木市民部長

それについては申請される方からの意見の投げかけとか、給付の際など、個別に継続して行わせていただいていることとございます。そういうものは別途、仕組みの改善という形で続けているものとございます。

矢作委員

この共済に関しては、会員を一同に集めて何か行うことはないと思うが、市のいろいろな会議の中で、この仕組みについて検討する場はあるのか。

田中交通安全
課長

現在そういう場は特にございません。

【質疑終結】

【意見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第41号について意見を申し上げます。

自然災害や、故意又は重大な過失による時の見舞金の支給をしないということで、この内容については理解できるところです。今回の手続の中で、パブリックコメント手続が行われていませんでしたが、加入されている共済の会員が市民の中の特定利害者であるという答弁もありましたけれども、市が行っている活動の中で広く市民の声を聞くという機会を設けることは、大変大事であったと思っております。以上で賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採決】

議案第41号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第37号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第1号）」

当委員会所管部分（市民部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

矢作委員

これは申請をして認められれば自治総合センターからの補助が受けられるということで、ここ数年補助があるが、毎年受けられるということでよいか。

青木地域づくり推進課長

採用されるかは別といたしましても、毎年御案内をいただいています。

矢作委員

自治会・町内会の中で順番や要望があり、どこが対象とされるか決まってくるという理解でよいか。

青木地域づくり推進課長

そのとおりでございます。

【議案第37号市民部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時11分）

（説明員交代）

再 開（午前11時13分）

○議案第37号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第1号）」

当委員会所管部分（教育委員会）

【補足説明】なし

【質 疑】

- | | |
|-------------|---|
| 秋田委員 | 教育委員会で実際にゴールボールを実践した職員はいるか。 |
| 海老沢スポーツ振興課長 | スポーツ振興課の職員が体験しております。 |
| 秋田委員 | 課の職員全員か。 |
| 海老沢スポーツ振興課長 | 全員ではございません。 |
| 秋田委員 | どんな感想を持ったか伺いたい。 |
| 海老沢スポーツ振興課長 | 残念ながら私は体験しておりませんが、目が見えない状況は慣れないものであり、難しさを感じたようでございます。 |
| 美甘教育総務部長 | 東京オリンピック・パラリンピックプロジェクトチームということで、庁内のいろいろな部署から職員が集まって活動しておりますが、その中で |

職員のゴールボール体験会を実施しており、スポーツ振興課の職員も参加しております。選手を交えて競技の体験をしているところです。これからも職員が体験しながら、競技自体をしっかり把握して取り組むことに努めていきたいと考えております。

浅野委員 市内にチームはあるのか。また、遠い所はどのあたりからトレーニングに来ているのか。

海老沢スポーツ振興課長 ナショナルトレーニングの強化対象選手は、男性13人女性9人の全部で22人という構成でございます。その中には、岐阜県、茨城県の選手がいらっしゃいます。

浅野委員 国の強化選手が22人いて、そのメンバーが各地域から練習にいらっしゃるということか。

海老沢スポーツ振興課長 そのとおりでございます。日本代表選手のための施設ということでございます。

浅野委員 その際、宿泊施設の手配はどうするのか。

海老沢スポーツ振興課長 合宿等も予定されていると聞いており、市内の宿泊施設を御案内してお

ツ振興課長 りますが、宿泊手続等は日本ゴールボール協会で行うということでございます。

松崎委員 本会議の質疑において、市民体育館に決定した経緯がわかったが、団体が利用する曜日、時間帯を確認したい。

海老沢スポー
ツ振興課長 現在何っているところでは、水曜日にサブアリーナを利用し、試合を想定した練習を行うとのことです。また、人数が少ない木曜日は多目的体育室を利用すると聞いております。

松崎委員 水曜日、木曜日以外はいかがか。

海老沢スポー
ツ振興課長 合宿については、金曜日、土曜日、日曜日ということで計画をしているとのことです。

松崎委員 該当の曜日のサブアリーナ、多目的体育室の稼働率はどのぐらいか。

海老沢スポー
ツ振興課長 年間の平均稼働率は、水曜日のサブアリーナ利用率は54%、金曜日が51%、土曜日が73%、日曜日が80%でございます。多目的体育室につきましては、木曜日は25%、金曜日が40%、土曜日が68%、日曜日が79%でございます。

松崎委員

稼働率の高さがうかがえるが、既存の団体への配慮について確認したい。

海老沢スポーツ振興課長

日本代表選手の練習時間を確認し、参加人数等に見合うような会場を確定しましたら、体育館内への掲示やホームページへの掲載を行い、利用者の方へなるべく早めにお知らせをすることを考えております。既に予約済みの会場が開放になるようございましたら、予約抽選が2カ月前にありますので、その辺のところもなるべく利用者の方の負担にならないような配慮をいたしまして早めに周知をすることを考えております。また、定期的に利用をしている団体も把握しておりますので、個別に対応をしていきたいと考えております。

吉村委員

会場借料が347万8,000円、議案質疑では予約が入っていない日数の中で81日間ぐらいの利用予定ということだった。単純計算で1日4万円を超える金額となるが、一般の利用金額でもこのぐらいになるのか。積算根拠を伺いたい。

海老沢スポーツ振興課長

スポーツ庁が会場を借りるということで市外料金となり、市内利用者の2倍の金額になるということで計算しております。

吉村委員	目の不自由な方がボールの鈴の音を頼りに競技をするが、周りが騒がしいと鈴の音が聞こえずに支障が出ると聞いたことがある。そのあたりの配慮はあるか。
海老沢スポーツ振興課長	施設自体に防音設備はありませんが、廊下に近い扉を閉めれば、外からの音はかなり遮断される構造になっております。
吉村委員	仮に練習試合などを見学する場合、観客の声援などの心配はないか。
海老沢スポーツ振興課長	音に対してはかなり慎重に、ということでございます。ゴールボールの大会では、声援なし、ということが観戦の条件になっております。
吉村委員	見学者に対する注意喚起を行うということによいか。
海老沢スポーツ振興課長	そのとおりでございます。
松崎委員	空調について、今までに利用者から意見はなかったか。
海老沢スポーツ振興課長	特にございません。

松崎委員

夏になると暑いので、もし利用者の声があったら今後検討していただけないか。

海老沢スポー

御意見があった際には、考えてみたいと思います。

ツ振興課長

矢作委員

ゴールボールの強化拠点施設として、ほかにも候補がある中で選ばれたのか。

海老沢スポー

所沢市として東京オリンピック・パラリンピックに向けて事業を展開している中で、市内に国立障害者リハビリテーションセンターという施設もあったことから、ゴールボール体験会を行っておりました。ロンドンオリンピックのメダリストや、ナショナルチームのコーチがいらっしゃったことから、その方々の紹介により、日本ゴールボール協会の方に市民体育館を見ていただきました。いろいろな要件がありますが市民体育館は指定が可能である、ということを受け、スポーツ庁の公募に所沢市が応募いたしました。ほかの市町村があったということは聞いておりませんので、所沢市のみだったのではないかと思います。

矢作委員

国立障害者リハビリテーションセンターにも障害者のための施設があ

るが、パラリンピックでの活用があるのか把握しているか。

海老沢スポーツ振興課長

スポーツ庁からは、所沢市民体育館がナショナルトレーニングセンターの拠点活用施設ということで受けておりますので、今後、練習や試合を実施する場合も市民体育館ということになるかと思えます。

矢作委員

来年度にタラフレックスを購入するということだが、これはこういったものなのか。

海老沢スポーツ振興課長

本番の状態に近いような環境を整えるため、タラフレックスという床材を検討いたしました。厚さ7mmのクッション性のある床材でございます。

浅野委員

庁内にプロジェクトチームがあるということで、ゴールボール以外に所沢市がオリンピック・パラリンピックに関して進めているものはあるか。他の協議で候補に挙がっているとか、以前小さな国のチームをホームステイで受け入れるような提案をした議員もいたが、いかがか。

海老沢スポーツ振興課長

現状では、そのようなことはございません。

【議案第37号教育委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時30分）

（説明員交代）

再 開（午前11時31分）

○議案第37号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第1号）」

当委員会所管部分

【意見】 な し

【採決】

議案第37号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前11時33分）

市民文教常任委員会

第4委員会室

委員長

島田 一隆

副委員長

石原 昂

委員

浅野 美恵子

委員

松崎 智也

委員

秋田 孝

委員

矢作 いづみ

委員

吉村 健一

委員

越阪部 征衛

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成29年第2回（6月）定例会

市民文教常任委員会

- 1 国際社会について
- 2 市民文化について
- 3 地域コミュニティについて
- 4 市民活動について
- 5 情報の共有と市民参加について（情報公開・市民相談・個人情報保護・広聴）
- 6 消費生活について
- 7 社会保障について（国民年金）
- 8 交通安全について
- 9 交通について
- 10 社会教育について
- 11 スポーツ振興について
- 12 生涯学習について
- 13 学校教育について